

給油取扱所に係る 法令改正がありました

改正内容を御理解され、適切な運用をお願いします。

- ① 固定給油設備を使用したガソリンの容器への詰め替えが明確化され、上限（２００リットル／日）がなくなりました。
 - ※ 顧客自らが容器に詰め替えることはできません。
 - ※ 容器詰め替え時の本人確認等は引き続き必要です。
 - ※ 固定給油設備から軽油を容器に詰め替える上限（１，０００リットル／日）に変更はありません。
 - ※ 家庭等で 40 リットル以上のガソリンを貯蔵する場合は、花巻市火災予防条例で定める少量危険物貯蔵所（建物構造、設備等）の基準を満たす必要があります。
- ② 固定給油設備を使用した軽油の車両に固定されたタンクへの注入が明確化され、4，０００リットル以下のタンク（内部を２，０００リットル以下ごとに仕切ったものに限る。）に注入することができるようになりました。
 - ※ 固定給油設備から軽油を容器に詰め替える上限（１，０００リットル／日）に変更はありません。
- ③ 給油取扱所に設置できる建築物の用途が拡大されました。
 - ※ これまでは、物販店舗、飲食店等に限られていましたが映画館、図書館、教会、工場、駐車場、倉庫、事務所等を設置することが可能となりました。
- ④ 給油取扱所の付随設備が追加されました。
 - ※ 給油取扱所の業務に必要な設備として、尿素水溶液供給機及び急速充電設備が追加され、位置、構造又は設備の基準が定められました。

⑤ 移動タンク貯蔵所から荷卸し作業中に、固定給油設備及び固定注油設備の使用が可能になりました。

※ 以下の措置が必要です。

- ・ 給油ノズル、注油ノズルに満量停止措置を設けること。
- ・ 専用タンクに危険物を注入する移動タンク貯蔵所はコンタミ防止措置をもうけること。
- ・ 予防規定に、荷卸し中の固定給油設備等の使用に係る安全対策を明記すること。

⑥ 営業時間外に安全対策を行うことで係員以外の者が出入りできるようになりました。

※ 以下の措置が必要です。

- ・ 固定給油設備等の危険物を取り扱う箇所の周囲には、係員以外の者を近寄らせないための措置を講ずること。
- ・ 固定給油設備等の危険物を取り扱う設備には、みだりに操作を行わせないための措置を講ずること。
- ・ 係員以外が利用しない箇所及び設備には、係員以外の者を近寄らせないための措置を講ずること。

⑦ 乗用車等による、プラスチック容器でのガソリン運搬が可能になりました。

※ 以下の要件を全て満たしているものに限りです。

- ・ UN規格で容器記号（3H1）が付されていること。
（UN規格とは、国際海事機構が採択した危険物の運送に関する規格）
- ・ 「火気厳禁」「第4類第1石油類 危険等級Ⅱ」の表示があるもの。
- ・ 最大容量が10リットル以下のものであること。
- ・ 製造日から5年以内のものであること。



※西暦下2ケタ